

大分大学大学院福祉健康科学研究科修士論文審査及び最終試験の評価基準に関する内規

令和2年4月1日制定

令和2年福祉健康科学研究科内規第2号

（趣旨）

第1条 この内規は、大分大学大学院福祉健康科学研究科規程（令和2年規程第3号）第16条第3項の規定に基づき、大分大学大学院福祉健康科学研究科修士論文審査及び最終試験の評価基準に関し、必要な事項を定める。

（修士論文の内容）

第2条 修士論文の内容は、健康医科学コースにあつては修士（健康医科学）、福祉社会科学コースにあつては修士（福祉社会科学）、臨床心理学コースにあつては修士（心理学）の学位を授与するにふさわしいものとする。

（修士論文の審査基準）

第3条 修士論文の審査については、原則として次の各号に掲げる基準により実施するものとする。

- （1）研究テーマの設定の適切さ
- （2）先行研究に対する当該コースから見た調査・検討の十分性
- （3）研究結果の、当該コースにとっての新規性・独自性
- （4）研究方法の的確さと考察の緻密さ
- （5）論文の構成の適切さと、論述の進め方の明快さ

（最終試験の審査基準）

第4条 最終試験は、修士論文提出者について口述試験により行い、最終試験の審査については、原則として次の各号に掲げる基準により実施するものとする。

- （1）発表に対する準備の十分性
- （2）研究の方法・成果などの発表の明快さ
- （3）研究の目的や知識の正しい理解
- （4）口述試験に対する応答の的確さ

（雑則）

第5条 この内規に定めるもののほか、必要な事項については、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年12月4日から施行する。